平成２３年（フ）第１２号
静岡県三島市谷田・桜ケ丘・1171番地の87、前住所静岡県田方郡函南町仁田25番地の11
債務者　秋葉　有也
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１４号
三重県松阪市高町190―１　ローズガーデンⅡ303号、住民票上の住所三重県松阪市大津町482番地32
債務者　四反田　浩
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第９６号
京都府亀岡市**蒋**田野町天川町畑29番地１
債務者　東　　寛晃
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
山形県鶴岡市須走字村中44番地３
債務者　成澤　友也
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１４０号
山形県鶴岡市城北町43番14号　メゾネット城北Ｂ号室
債務者　赤澤　　満
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１４１号
山形県鶴岡市上畑町９番36号　サンハイツカミハタＤ号室
債務者　田中　弘司
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第７７３号
新潟県燕市吉田堤町４番10号
債務者　梨本サヨ子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７７４号
新潟市北区早通北５丁目２番39―23号
債務者　佐藤与理子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７７５号
新潟市東区竹尾１丁目２番44号　竹尾フラワーハイツ201号
債務者　遠藤　則子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７７８号
新潟市西区立仏1404番地１、前住所新潟市東区上木戸３丁目３番10号　プライムステージＢ棟203号
債務者　石山　洋子（旧姓三谷）
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８０号
新潟市東区藤見町１丁目16番１―38号
債務者　田邉麻衣子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８４号
新潟県五泉市寺沢１丁目２番12号
債務者　川嶋　貞芳
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７９０号
新潟市秋葉区荻島２丁目７番４号　フローラ102号
債務者　小田　敬二
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１号
新潟県新発田市西園町１丁目９番13号　レオパレスサニーコート206
債務者　近　　明美
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第４６１号
愛知県一宮市東五城字東備前21番地５
債務者　篠原　健士
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５４０号
愛知県一宮市大和町宮地花池字出町裏50番地１　メゾン出町301号
債務者　佐藤　美紀
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字二反田1597番地イエローアート103号
債務者　寺内　俊寿
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部